

（施設の利用）

第5条 福祉館は、事業に支障のない限り、町民に利用させることができる。

（利用の許可）

第6条 福祉館を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ町長に申請をし、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 町長は、福祉館の利用を許可するに当たっては、利用の目的、範囲、時間、期間等管理上必要な利用条件を付することができる。

（使用料）

第7条 福祉館の使用料は、福祉館の事業目的にそのものについては、無料とする。

2 利用者は、目的外利用について別表に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 町長は、公益上特に必要と認めた場合は、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用の制限）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

（目的外利用及び権利譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、福祉館を許可目的以外の目的に利用してはならない。

2 利用者は、福祉館を利用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

（利用許可の取消し等）

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の条件を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力によって利用できなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

2 前項の規定に基づき、利用者に損失が生じても、町長は、その責めを負わない。

（原状回復義務）

第12条 利用者は、福祉館の施設等の利用を終了し、又は中止したときは、直ちに原状に回復しなければならない。利用の取消しを受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、利用により施設等を破損し、又は滅失したときは、不可抗力によるものを除いて、その損害を賠償しなければならない。

別表（第7条関係）

(2)参川福祉館

室名	利用区分	使用料(円)		備考
		会議	その他の集会	
大会議室	昼	1,000	3,000	利用区分 昼：午前8時30分～午後5時 夜：午後5時～午後10時 昼夜：昼と夜の合計をいう。
	夜	2,000	3,000	
	昼夜	3,000	6,000	
小会議室	昼	500	1,500	
	夜	1,000	1,500	
	昼夜	1,500	3,000	